

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 田中 利明

市町村名 (市町村コード)	佐伯市 (442054)
地域名 (地域内農業集落名)	上直見地区 (竹ノ下、園、中津留、河内、間庭)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

上直見地区は生産基盤(圃場、農道及び水路)の整備については進んでいるものの、農産品の価格低下、農業者の高齢化及び後継者不足から耕作放棄地が増加するとともに、農道や用排水路などの農業施設の維持補修が困難となっている。さらに有害鳥獣による農作物の被害が年々拡大している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物としつつ、麦、大豆等地域の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
・直川地区は、「農事組合法人」に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地利用は、地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者)への農地の集積・集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用する方針で進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金事業を活用し、計画的な水路や農道などの施設の長寿命化のための補修や更新に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
保全組織、自治会、農事組合法人等と協力し地域の農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現段階では活用を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策として防止柵の設置や捕獲を検討する。
- ⑦⑧保全組織を中心に農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。